

# 令和6年度集団指導 令和6年度改定事項について 【特定相談支援・障害児相談支援】



伊勢市

福祉監査室事業所係

令和6年8月

# 目 次

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| <b>令和6年度改定事項について</b>           | <b>5</b> |
| <b>Ⅰ 障害福祉サービス等における横断的な改定事項</b> | <b>9</b> |
| (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し         | 9        |
| (2) 地域生活支援拠点等の機能の充実            | 10       |
| (3) 障害者虐待防止の推進                 | 11       |
| (4) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価     | 13       |
| (5) 人員基準における両立支援への配慮等          | 14       |
| (6) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等 | 15       |
| (7) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化  | 17       |
| (8) 情報公表未報告の事業所への対応            | 19       |
| (9) 地域区分の見直し                   | 21       |

# 目 次

|          |                                         |           |
|----------|-----------------------------------------|-----------|
| <b>2</b> | <b>計画相談支援・障害児相談支援の改定事項</b>              | <b>22</b> |
| (1)      | 基本報酬の見直し                                | 22        |
| (2)      | 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し                | 26        |
| (3)      | 適切な相談支援の実施                              | 29        |
| (4)      | 医療等の他機関連携のための加算の見直し                     | 31        |
| (5)      | 医療との連携のための仕組み                           | 36        |
| (6)      | 高い専門性が求められる者の支援体制                       | 37        |
| (7)      | 相談支援に従事する人材の確保                          | 40        |
| (8)      | I C Tの活用                                | 41        |
| (9)      | 離島や過疎地などにおける取扱い                         | 43        |
| (10)     | 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、<br>インクルージョンの推進 | 46        |

指定基準及び報酬基準等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求をお願いします。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指 定 基 準 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）</li><li>・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）</li></ul>                                                                                                                       |
| 報 酬 基 準 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）</li><li>・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）</li></ul>                                                                                                                 |
| 解 釈 通 知 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li><li>・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li></ul>                                                           |
| 留意事項通知  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li><li>・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</li></ul> |

# 令和6年度改定事項について

※本資料は、厚生労働省作成の資料「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」をベースに、一部、子ども家庭庁作成「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改定事項の概要について」や関連する解釈通知等を抜粋して編集しています。

また、指定基準等のほか、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A」が発出されていますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

報酬改定関係資料や指定基準等及びQ & A等は以下のホームページにまとめて掲載されています。

厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

子ども家庭庁「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

# <改定事項>

## 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より

- I 障害福祉サービス等における横断的な改定事項
  - (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し
  - (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実
  - (8) 障害者虐待防止の推進
  - (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価
  - (12) 人員基準における両立支援への配慮等
  - (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等
  - (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化
  - (16) 情報公表未報告の事業所への対応
  - (17) 地域区分の見直し

(次ページへつづく)

# <改定事項>

## 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より

### 7 相談系サービス

#### (1) 計画相談支援・障害児相談支援

- ① 基本報酬の見直し
- ② 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し
- ③ 適切な相談支援の実施
- ④ 医療等の多機関連携のための加算の見直し
- ⑤ 医療との連携のための仕組み
- ⑥ 高い専門性が求められる者の支援体制
- ⑦ 相談支援に従事する人材の確保
- ⑧ ICT の活用等
- ⑨ 離島や過疎地などにおける取扱い
- ⑩ 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進



# <改定事項>

## 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の概要」より

### 6. 障害児入所施設における支援の充実

#### (1) 地域生活に向けた支援の充実

- ①移行支援計画の作成（基準）…47
- ②移行支援関係機関連携加算【新設】…48
- ③体験利用支援加算【新設】…49
- ④日中活動支援加算【見直し・新設】〔※福祉型〕…50

#### (2) 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- ①家庭的な養育環境の確保（基準）…51
- ②小規模グループケア加算【見直し】…52
- ③主として知的障害児の基本報酬の見直し〔※福祉型〕…53

#### (3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

- ①強度行動障害児特別支援加算【見直し】…54
- ②集中的支援加算【新設】…55
- ③要支援児童加算【新設】…57

#### (4) 家族支援の充実

- ①家族支援加算【新設】…58

#### (5) その他

- ①支援におけるこどもの最善の利益の保障（基準）…59
- ②感染症対応力の向上（基準）〔※福祉型〕…60
- ③障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】〔※福祉型〕…61
- ④新興感染症等施設療養加算【新設】〔※福祉型〕…62
- ⑤補足給付の基準費用額の見直し〔※福祉型〕…63
- ⑥経過的サービス費の廃止〔※福祉型〕…64

#### (2) 続き

- ⑥要医療児者支援体制加算【見直し】…71
- ⑦行動障害支援体制加算【見直し】…72
- ⑧精神障害者支援体制加算【見直し】…73
- ⑨高次脳機能障害支援体制加算【新設】…74

#### (3) 相談支援人材の確保及びICTの活用

- ①適切な相談支援の実施（セルフプラン率の公表等、モニタリング期間）…75
- ②相談支援に従事する人材の確保（相談支援員の創設）…76
- ③ICTの活用等（初回加算等の見直し）…77
- ④離島や過疎地等における取扱い  
・特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用（基準）等…78  
・遠隔地訪問加算【新設】等…79

#### (4) 障害児相談支援における対応

- ①こどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進…80

### 8. 共通事項・その他

- ①福祉・介護職員等処遇改善加算【見直し・新設】…81  
〔通所・訪問・入所〕
- ②本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）（通知等）…82  
〔通所・訪問・入所〕
- ③虐待防止措置未実施減算【新設】〔全〕…83
- ④身体拘束廃止未実施減算【見直し】〔通所・訪問・入所〕…84
- ⑤個別支援計画の共有（基準）〔通所・訪問〕…85
- ⑥人員基準における両立支援への配慮等（通知等）〔全〕…86
- ⑦障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等…87  
・管理者の兼務要件の緩和  
・管理者のテレワーク要件の明確化〔全〕  
・指定申請・報酬請求関連文書等の標準様式・標準添付書類の作成〔全〕
- ⑧業務継続計画未策定減算【新設】〔全〕…88
- ⑨情報公表未報告減算【新設】〔全〕…89
- ⑩地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】〔障害児相談支援〕…90
- ⑪地域区分の見直し〔全〕…91

### 7. 障害児相談支援の充実 ※(1)～(3)は計画相談支援・障害児相談支援共通

#### (1) 基本報酬等の充実

- ①基本報酬の見直し…65
- ②主任相談支援専門員配置加算【見直し】…66
- ③地域体制強化共同支援加算【見直し】…67

#### (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- ①医療・保育・教育機関等連携加算【見直し】…68
- ②集中支援加算【見直し】…69
- ③入院時情報連携加算【見直し】…70
- ④退院・退所加算【見直し】…70
- ⑤保育・教育等移行支援加算【見直し】…70



## Ⅰ 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の内容をベースに、複数のサービスで共通する改定事項について、報酬改定の概要を提示しながら、一部、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の概要」各種基準や解釈通知・留意事項通知等を交えて解説します。

### （Ⅰ）経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

☞ 詳細は2(Ⅰ)で解説します。

## (2) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実に努める。

**地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。**

### 《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500 単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- 計画相談支援 及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で１以上配置されている場合
- 計画相談支援 及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で１以上配置されている場合

※配置されたコーディネーター１人当たり、本加算の算定人数の上限を１月当たり合計 100 回までとする。

※本加算の算定に係る事務処理の詳細については、「地域生活支援拠点等の機能強化について」（厚労省障害福祉課長通知）を参照

**※以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。**

### (3) 障害者虐待防止の推進

- ① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

#### 《虐待防止措置未実施減算【新設】》

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の１％を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に（１年に１回以上）開催するとともに、その結果について 従業者に周知徹底を図ること
  - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（１年に１回以上）実施すること
  - ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県に対して、速やかに改善計画を提出し、３月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
  - 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は１％。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算

※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである

### (3) 障害者虐待防止の推進

- ② 指定基準の解釈通知において、
- ・ 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
  - ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

#### ＜＜解釈通知＞＞（抜粋）

#### 第2\_2(26) 虐待の防止（基準第28条の2）

- ① （中略）虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。
- ④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

## (4) 高次脳機能障害を有する者に対する 報酬上の評価

高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。

### 《高次脳機能障害支援体制加算【新設】》

#### イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

#### ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

➤ 医師の意見書や診断書で高次脳機能障害の診断があることを確認すること（支給決定や手帳の情報も活用）

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

## (5) 人員基準における両立支援への配慮等

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

|                                                           | 母性健康管理措置による<br>短時間勤務 | 育児・介護休業法による<br>短時間勤務制度 | <u>「治療と仕事の両立ガイドライン」に<br/>沿って事業者が自主的に設ける<br/>短時間勤務制度</u> |
|-----------------------------------------------------------|----------------------|------------------------|---------------------------------------------------------|
| 「常勤」(※)の取扱い：<br>週30時間以上の勤務で常勤扱い                           | ○                    | ○                      | ○（新設）                                                   |
| 「常勤換算」(※)の取扱い：<br>週30時間以上の勤務で常勤換算での<br>計算上も1（常勤）と扱うことを認める | ○                    | ○                      | ○（新設）                                                   |

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

<参考> 厚生労働省ホームページ\_\_治療と仕事の両立ガイドライン  
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/guideline/>



## (6) 障害福祉現場の業務効率化等を 図るためのICTの活用等

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする。

### ＜＜解釈通知＞＞（抜粋）

#### 第2\_1(2) 管理者（基準第4条）

（中略）ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定特定相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。

#### ア 当該指定特定相談支援事業所の従業者としての業務に従事する場合

イ 当該指定特定相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であつて、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該指定特定相談支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合

また、当該指定特定相談支援事業所に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者又は指定障害児相談支援事業所、指定自立生活援助事業所若しくは指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

## (6) 障害福祉現場の業務効率化等を 図るためのICTの活用等

② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

- ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」(令和6年3月29日付\_こ支障第90号・障障発0329第4号\_こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001240336.pdf>

## (7) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

### ＜業務継続計画未策定減算【新設】＞

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

（次ページへつづく）

## (7) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

≪業務継続計画未策定減算【新設】≫（つづき）

（減算単位）

- **所定単位数の3%を減算**

＜対象サービス＞

療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

- **所定単位数の1%を減算**

＜対象サービス＞

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、**計画相談支援**、地域移行支援、地域定着支援、**障害児相談支援**、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

## (8) 情報公表未報告の事業所への対応

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

### ≪情報公表未報告減算【新設】≫

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ **所定単位数の10%を減算**

＜対象サービス＞

療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設

- ・ **所定単位数の5%を減算**

＜対象サービス＞

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、**計画相談支援**、地域移行支援、地域定着支援、**障害児相談支援**、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）



## (8) 情報公表未報告の事業所への対応

- ② 施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

### 《都道府県等による確認【新設】》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。



### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (指定特定相談支援事業者の指定の申請等)

#### 第三十四条の五十九

- 5 市町村長は、法第五十一条の二十一第二項において準用する法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。



## (9) 地域区分の見直し

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせるものとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

※伊勢市は変更なし

## 2 計画相談支援・障害児相談支援の改定事項

計画相談支援・障害児相談支援の改定事項について、報酬改定の概要を提示しながら、各種基準や解釈通知・留意事項通知等を交えて解説します。

### (Ⅰ) 基本報酬の見直し

- 機能強化型（継続）サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。
- 離島や過疎地等における取扱いとして、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

# (Ⅰ) 基本報酬の見直し

| 改定後                     |          | 改定前                     |          |
|-------------------------|----------|-------------------------|----------|
| 《相談系サービス》               |          | 《相談系サービス》               |          |
| 第1 計画相談支援費              |          | 第1 計画相談支援費              |          |
| イ サービス利用支援費             |          | イ サービス利用支援費             |          |
| (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)   | 2,014 単位 | (1) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)   | 1,864 単位 |
| (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)   | 1,914 単位 | (2) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)   | 1,764 単位 |
| (3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)   | 1,822 単位 | (3) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)   | 1,672 単位 |
| (4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)   | 1,672 単位 | (4) 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)   | 1,622 単位 |
| (5) サービス利用支援費(Ⅰ)        | 1,572 単位 | (5) サービス利用支援費(Ⅰ)        | 1,522 単位 |
| (6) サービス利用支援費(Ⅱ)        | 732 単位   | (6) サービス利用支援費(Ⅱ)        | 732 単位   |
| ロ 継続サービス利用支援費           |          | ロ 継続サービス利用支援費           |          |
| (1) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 1,761 単位 | (1) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 1,613 単位 |
| (2) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) | 1,661 単位 | (2) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) | 1,513 単位 |
| (3) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) | 1,558 単位 | (3) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) | 1,410 単位 |
| (4) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) | 1,408 単位 | (4) 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) | 1,360 単位 |
| (5) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)      | 1,308 単位 | (5) 継続サービス利用支援費(Ⅰ)      | 1,260 単位 |
| (6) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)      | 606 単位   | (6) 継続サービス利用支援費(Ⅱ)      | 606 単位   |
| 第2 障害児相談支援費             |          | 第2 障害児相談支援費             |          |
| イ 障害児支援利用援助費            |          | イ 障害児支援利用援助費            |          |
| (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)  | 2,201 単位 | (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)  | 2,027 単位 |

(次ページへつづく)

# (Ⅰ) 基本報酬の見直し

| 改定後                      |                 | 改定前                      |                 |
|--------------------------|-----------------|--------------------------|-----------------|
| (2) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ)   | <u>2,101 単位</u> | (2) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅱ)   | <u>1,927 単位</u> |
| (3) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)   | <u>2,016 単位</u> | (3) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅲ)   | <u>1,842 単位</u> |
| (4) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ)   | <u>1,866 単位</u> | (4) 機能強化型障害児支援利用支援費(Ⅳ)   | <u>1,792 単位</u> |
| (5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)        | <u>1,766 単位</u> | (5) 障害児支援利用援助費(Ⅰ)        | <u>1,692 単位</u> |
| (6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)        | 815 単位          | (6) 障害児支援利用援助費(Ⅱ)        | 815 単位          |
| □ 継続障害児支援利用援助費           |                 | □ 継続障害児支援利用援助費           |                 |
| (1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) | <u>1,896 単位</u> | (1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) | <u>1,724 単位</u> |
| (2) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ) | <u>1,796 単位</u> | (2) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅱ) | <u>1,624 単位</u> |
| (3) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ) | <u>1,699 単位</u> | (3) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅲ) | <u>1,527 単位</u> |
| (4) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ) | <u>1,548 単位</u> | (4) 機能強化型継続障害児支援利用支援費(Ⅳ) | <u>1,476 単位</u> |
| (5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)      | <u>1,448 単位</u> | (5) 継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)      | <u>1,376 単位</u> |
| (6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)      | 662 単位          | (6) 継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)      | 662 単位          |

(次ページへつづく)

## (Ⅰ) 基本報酬の見直し

機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加する。

- ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件に選択肢を追加）

※1 特別地域加算の対象地域のうち、従業者の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。

※2 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。

※3 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う。

- 上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。
- 上記③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。



## (2) 質の高い相談支援を提供するための 各種加算の見直し

- 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

### 《主任相談支援専門員配置加算の拡充》

| 改定後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改定前                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 300単位/月</b></p> <p>➤ <u>地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。</u></p> <p><b>ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100単位/月</b></p> <p>➤ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。</p> | <div style="background-color: #f1c40f; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>体制が整備されている旨<br/>を掲示・公表してください。</b></p> </div> <p><b>主任相談支援専門員配置加算<br/>100単位/月</b></p> <p>➤ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。</p> |



## (2) 質の高い相談支援を提供するための 各種加算の見直し

- 地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

### 《地域体制強化共同支援加算の見直し》 2000単位／月

| 改定後                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改定前                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <p>(算定要件)</p> <p>運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること<u>又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</u></p> <p>➤ <u>令和9月3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。</u></p> | <p>(算定要件)</p> <p>運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。</p> |

加算の対象となる会議、対象者に対する説明等の必要な支援を行った場合には、その内容を記録してください。

## (2) 質の高い相談支援を提供するための 各種加算の見直し

### <地域体制強化共同支援加算の取扱いについて>

- ・ 高齢・障がい福祉課より、「**地域体制強化共同支援加算の取扱いについて**」の伊勢市としての考え方及び記録様式が示されていますので、当該加算を算定する場合は、必ずご確認くださいいただきますようお願いいたします。

【伊勢市ホームページ】地域生活支援拠点等→「国の報酬(加算)」

[https://www.city.ise.mie.jp/kenkou\\_fukushi/syougai/shien/1012871/index.html](https://www.city.ise.mie.jp/kenkou_fukushi/syougai/shien/1012871/index.html)

### (3) 適切な相談支援の実施

- 市町村ごとのセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、今後、自治体による障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点等から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する。
  - 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
  - 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
  - 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

## (3) 適切な相談支援の実施

### 《介護給付費等に係る支給決定事務等について》（抜粋）

#### 第3\_I\_2(3) モニタリング期間（則第6条の16）の設定

##### ウ モニタリング期間を決定する際に留意すべき事項

標準期間において示した状態像以外であっても、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような状態像となっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

- ・ 心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・ 利用する指定障害福祉サービス事業所等の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・ その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・ 障害福祉サービス事業者等と医療機関等との連携が必要な者
- ・ 複数の障害福祉サービス事業所等を利用している者
- ・ 家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・ 進行性の障害の状態にあり、病状等の急速な変化が見込まれる者
- ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある児
- ・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者の不安の軽減・解消を図る必要のある児
- ・ 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な児
- ・ 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・ 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

## (4) 医療等の他機関連携のための 加算の見直し

- 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。
- 医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。
- 上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。



## (4) 医療等の他機関連携のための 加算の見直し

### 《医療・保育・教育機関等連携加算の拡充》

| 改定後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改定前                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>医療・保育・教育機関等連携加算</b></p> <p><u>300 単位/月 (①－Ⅱ、②)</u></p> <p><u>200 単位/月 (①－Ⅰ)</u></p> <p><u>150 単位/月 (③)</u></p> <p>➤ 指定 <u>(継続)</u> サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>① 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。）の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合</p> <p>Ⅰ 指定サービス利用支援</p> <p>Ⅱ 指定継続サービス利用支援</p> <p>② <u>利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）</u></p> <p>③ <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。）</u></p> | <p><b>医療・保育・教育機関等連携加算</b></p> <p>100 単位/月</p> <p>➤ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合に加算する。</p> |

情報提供等を行った場合には、相手や日時、その内容の要旨、支援計画に反映されるべき内容に関する記録を作成してください。

## (4) 医療等の他機関連携のための 加算の見直し

### 《集中支援加算の拡充》

| 改定後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改定前                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>集中支援加算 300 単位/月 (①～④)</b><br/><b>150 単位/月 (⑤)</b></p> <p>➤ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（<u>テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。</u>）</p> <p>② ・ ③ （略）</p> <p>④ <u>利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）</u></p> <p>⑤ <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）</u></p> | <p><b>集中支援加算 300単位/月</b></p> <p>➤ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合</p> <p>② ・ ③ （略）</p> |

情報提供等を行った場合には、相手や日時、その内容の要旨、支援計画に反映されるべき内容に関する記録を作成してください。

## (4) 医療等の他機関連携のための 加算の見直し

### 《入院時情報連携加算の拡充》

| 改定後                       | 改定前                       |
|---------------------------|---------------------------|
| イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)<br>300単位/月 | イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)<br>200単位/月 |
| ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)<br>150単位/月 | ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)<br>100単位/月 |

### 《退院・退所加算の拡充》

| 改定後             | 改定前             |
|-----------------|-----------------|
| 退院・退所加算 300単位/月 | 退院・退所加算 200単位/月 |

## (4) 医療等の他機関連携のための 加算の見直し

### 《居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充》

| 改定後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改定前                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(計画相談)<br/>居宅介護支援事業所等連携加算<br/>300単位/月(①、②)<br/><u>150単位/月(③)</u></p> <p>(障害児相談)<br/>保育・教育等移行支援加算<br/>300単位/月(①、②)<br/><u>150単位/月(③)</u></p> <p>➤ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合 <u>(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合する場合 <b>(単位数の変更のみ)</b></p> | <p>(計画相談)<br/>居宅介護支援事業所等連携加算<br/>300単位/月(①、②)<br/>100単位/月(③)</p> <p>(障害児相談)<br/>保育・教育等移行支援加算<br/>300単位/月(①、②)<br/>100単位/月(③)</p> <p>➤ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合</p> <p>② (略)</p> <p>③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合</p> |

## (5) 医療との連携のための仕組み

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。



### ＜解釈通知＞（抜粋）

第2\_2(11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）

#### ⑦ アセスメントの実施（第2項第5号）

（中略）なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要である。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

## (6) 高い専門性が求められる者の支援体制

- 要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

### 《要医療児者支援体制加算の見直し》

| 改定後                                                                                                                                                                           | 改定前                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)</b></p> <p><b>60単位/月</b></p> <p>➤ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、<u>医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</u></p> | <p>「現に支援を行っていること」とは、前6月に医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていること</p>                                                               |
| <p><b>ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)</b></p> <p><b>30単位/月</b></p> <p>➤ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>                                                    | <p><b>要医療児者支援体制加算</b></p> <p><b>35単位/月</b></p> <p>➤ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p> |



## (6) 高い専門性が求められる者の支援体制

### 《行動障害支援体制加算の見直し》

| 改定後                                                                                                                                                                                                   | 改定前                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ）</b><br/> <b>60単位/月</b></p> <p>➤ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</p> | <p>「現に支援を行っていること」とは、前6月に医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていること</p>                                                            |
| <p><b>ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ）</b><br/> <b>30 単位/月</b></p> <p>➤ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>                                                                              | <p><b>行動障害支援体制加算</b><br/> <b>35単位/月</b></p> <p>➤ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p> |

## (6) 高い専門性が求められる者の支援体制

### 《精神障害者支援体制加算の見直し》

| 改定後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改定前                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>イ 精神障害者支援体制加算 (Ⅰ)</b></p> <p><b>60単位/月</b></p> <p>➤ <u>以下のいずれも満たす場合に加算する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。</li> <li><u>利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。</u></li> </ul> | <p><b>精神障害者支援体制加算</b></p> <p><b>35単位/月</b></p> <p>➤ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p> |
| <p><b>ロ 精神障害者支援体制加算 (Ⅱ)</b></p> <p><b>30 単位/月</b></p> <p>➤ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>                                                                                                                                                                                                            | <p>「現に支援を行っていること」とは、前6月に医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていること</p>                                                                                    |

## (7) 相談支援に従事する人材の確保

- 機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。



### 《解釈通知》（抜粋）

#### 第2\_\_1(1)③ 相談支援員（第4項及び第5項）

##### ア 事業者要件

指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、相談支援員を置くことができる。

なお、当該要件については、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要するが、やむを得ない理由により一時的に要件を満たさない場合であって、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合には、この限りではない。

- α 当該指定特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること。
- β 当該指定特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。
  - (a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
  - (b) 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施
  - (c) 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

## (8) ICTの活用

- 以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月１回は対面による訪問を要件とする）
  - 初回加算（契約日から３月を経過する日以降に、月２回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）
  - 集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月２回以上居宅訪問した場合）
  - 居宅介護支援事業所等連携加算（月２回以上居宅訪問した場合）
  - 保育・教育等移行支援加算（月２回以上居宅訪問した場合）

## (8) ICTの活用

### 《初回加算の見直し》 300単位/月（計画相談）

| 改定後                                                                                                                                                                                                                          | 改定前                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（算定要件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新規に サービス等利用計画 を作成する場合</li><li>➤ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合 <u>（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）</u> は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。</li></ul> | <p>（算定要件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>新規にサービス等利用計画を作成する場合</li><li>➤ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。</li></ul> |

→ 集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算についても同様。  **2(4)に詳細掲載済み**

## (9) 離島や過疎地などにおける取扱い

- 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。
  - 居宅訪問を要件とするサービス等利用計画の作成やモニタリングについて、指定特定相談支援事業所と利用者の居宅等との間に一定の距離がある場合であって、面接を行う前月又は前々月に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った場合は、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができることとする。
  - 居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、指定特定相談支援事業所と訪問する居宅等の間に一定の距離がある場合は更に評価する。
  - 従たる事業所（サテライト）について、解釈通知において、主たる事業所から30分で移動可能な範囲を超えて支援を行う場合であっても設置を可能とする。
  - 機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。



## (9) 離島や過疎地などにおける取扱い

### 《特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用【新設】》

指定（継続）サービス利用支援について、相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

- 一 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。
- 二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

## (9) 離島や過疎地などにおける取扱い

### 《遠隔地訪問加算【新設】》 300単位/回

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。

- ・ 初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）
- ・ 入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。）
- ・ 退院・退所加算
- ・ 居宅介護支援事業所等連携加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・ 保育・教育等移行支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
- ・ 集中支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

※「一定の距離」については、訪問に片道概ね1時間以上を要する距離とする。なお、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること

### 《機能強化型の基本報酬の算定》 2(1)参照

## (10) 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

- 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めることを求める。
- 運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。



### 《運営基準》（抜粋）

#### <こどもの最善の利益の保障>

- 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をするものとする。（第15条第1項第2号【新設】）
- 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。（第15条第2項第1号【見直し】）
- 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。（第15条第2項第10号【見直し】）

# (10) 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

## 《運営基準》(抜粋)

### ＜インクルージョンの推進＞

- 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進に努めなければならない。(第2条第6項【新設】)
- 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。(第15条第2項第3号【見直し】)
- 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。(第15条第3項第6号【新設】)



## 《解釈通知》(抜粋)

第二\_2(11) 指定障害児相談支援の具体的取扱方針(基準第15条)

### ④ 障害児支援利用計画作成の基本理念(第2項第1号)

相談支援専門員については、上記の配慮等を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。

ご覧いただきありがとうございました

事業所内での情報共有をお願いします

☆「参加確認表」を必ず提出してください

提出期限：令和6年10月31日（木）